

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議 会議録 (4 日目)

(平成 28 年 3 月 8 日 午後 1 時 55 分)

●議長 (小林幸雄) 休憩前に続き、会議を開きます。

通告の 10 佐藤仙治議員。

1 公文書の保存管理について

議席番号 3 番・佐藤仙治議員。

◆ 3 番 (佐藤仙治) 議席番号 3 番・佐藤仙治です。本日私の質問は、公文書の保存管理についての一点であります。

公文書の保存管理等については、去る平成 26 年 3 月会議において、一度質問をいたしました。それから 2 年余り経過しました。その間に町長及び担当の課長は交代しましたので、特に文書取扱規程の内容を中心に、公文書の保存管理についての実態及び前回のフォローも含めて、町の考え方を伺いたいと思います。

まず、町長にお伺いします。町が所有している公文書は、町が今まで歩んできた歴史や文化を記した貴重な歴史資料であります。したがって、公文書を整理整頓し保存して次世代に確実に継承していく大事な遺産の一つと考えますが、まず町長の見解をお伺いいたします。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 佐藤仙治議員さんの公文書の関係についての御質問でございます。お答えしたいと思います。今議員さんが言われましたように、公文書は大変重要な文書であります。その中で、私自身はこの公文書というのは、単に役所の文書ではないんだと、つまり町民共有の財産・文書なんだという位置付けを持っております。そういう中で、今、整理整頓の問題が出てはいるわけですが、これは御案内のように、文書取扱規程に基づいて今行っているわけでございます。そういう中で、できる限り情報公開にも照らして可能な文書を整理をしていく、これが大事なことだろうというふうに思っております。以上です。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆ 3 番 (佐藤仙治) 町長にまたお伺いしますが、地方自治法第 149 条には、町長の担当事務として、七つ、八つですか、書いてあって、その後ろから 2 番目に、証書及び公文書類を保管することが定められています。また、このことについて、昭和 47 年の 4 月 1 日信濃町規程第 2 号として、文書取扱規程により詳細に規定されています。町の規程です。このことについて、町長は当然認識されているとは思いますが、確認のためお

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議 会議録 (4 日目)

伺いたします。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) はい、今御指摘ありましたような関係については、法的な裏付けと言いますか、そしてまた町の条例例規集について、文書取扱規程があることは重々承知しております。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆3番 (佐藤仙治) それでは、各論に入りまして、まず合併前、すなわちこの昭和 47 年の文書取扱規程が制定される前の公文書の管理状況について、お伺いします。前回合併以前の旧村、すなわち信濃尻村、信濃村これは柏原村と富士里村が合併して、信濃村ができました。3の古間村、当時の関係公文書に関して、重要なものについては現在も保存管理をしていますという、当時の総務課長の答弁がありましたが、今回は具体的に一問一答形式で質問しますので、お願いいたします。

まず一つとして、目録あるいは台帳による管理及び整理整頓は、なされていますか、当該文書についてお伺いします。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) はい、目録による文書管理につきましては、今、一部のみ実施をして全体では行っておりません。文書管理を総括する課長としまして、責任を感じております。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆3番 (佐藤仙治) 2番目として、保存方法は、どのような方法を用いられているのか、書架の書棚とか、あるいは書類箱その他、これについて答弁お願いします。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) はい、当該年度及びその時期の事務に必要な文書につきましては、それぞれの課内の書棚等で保管をしてございます。また、個人情報等が記された書類につきましては、鍵のかかる書棚等で管理をしてございます。また、通常の事務に必要なのない過去の書類等につきましては、庁舎の4階の書庫で保管をしておりますので、こちらにつきましては、鍵を使うか、またエレベーターも4階には直接行けないようになっておりますので、それを解除して、必要な職員のみが出入りできるような方法で保管をしております。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆3 番 (佐藤仙治) ちょっと質問の趣旨が、私の方で申し訳ありませんでした。三段階というか、三つに分けて質問しようと思ったのです。

最初は、文書規程ができる前の期間のものと、それから合併してから文書規程ができるまで、昭和 30 年 31 年から昭和 47 年までの間、で今度は、この昭和 47 年から文書規程ができて、こういうことで、質問しよう。ちょっと私の方が、申し訳ありませんでした。

もう一度戻るのですけれど、いわゆる文書規程というか、合併する前の文書ですね、要するに、旧村、このような文書、前回の質問の時、一応ありますというようには聞いているのですけれど、どのように管理されているのか、それをちょっとお聞きしたかったのです。

それで、もう一つは、各旧村ごとに例えば区分されているのか、これについて、もう一度ちょっと申し訳ありませんけれど、一問一答をお願いします。旧村関係の文書というのは、台帳による管理及び整理整頓は、なされているのでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) はい、旧四か村当時の文書につきましては、台帳等の管理は、してございませんが、4 階の書庫にまとめて保管をしております。なお、その分類につきましては、旧四か村ごとではなく、それぞれ一体となって保管をしております。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆3 番 (佐藤仙治) はい、およその数量というのは、把握されているのですか。例えば箱単位とか、棚の 2 段とか、分かる範囲でよいのですけれど、もし分かったらお願いします。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) 箱ではなく、棚でそこに保管をしておりますので、4・5 段で 10 メートル程の長さの棚になろうかと思っております。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆3 番 (佐藤仙治) はい、当該文書は、この今の文書管理規程に合わせていいのかどうなのか分からないのですけれど、全て永年保存対象という文書というふうに考えてよろしいのでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) はい、内容的には当然重要なものはございますけども、その他、雑多なものについても保管をされております。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆3番 (佐藤仙治) 年1回、この、棚卸しではないですが、照査という言葉が出てくるのですけれど、これは実施されているのでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) 現状では、1年ごとの棚卸しについては、実施をしてございません。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆3番 (佐藤仙治) 今のこの当該文書で保存していく上で、問題点とか課題というのは、この今の旧四か村に限っていった場合、どういうものがあるのでしょうか。もし分かっていたらお願いします。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) はい、今も棚卸しをしていないということを申し上げたのですが、やはり埃が被ったような状況で、紙ですから、それぞれ劣化をしていくというような状況はあろうかと思えます。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆3番 (佐藤仙治) はい、それでは次に、合併に関わる重要書類、これ私、非常に大事だと思うので、これについてちょっと御質問したいと思えます。

合併に関わる重要書類というのは、多分ここにいる人はほとんど、合併した当時は私も確か小学校5年生くらいで、ほとんどこの書類というのは、私はほとんど見たこともありません。それで、ちょっと調べると協議事項、あるいは協定事項、合併条件、協定書、調印書というのがあるというふうに書類に書いてありました、信濃町誌に。今この書類は約60年が経過し、町誕生に関する歴史的な書類、私は町の宝だと考えます。そこで町長にお伺いします。このような書類を、町長自ら閲覧されたことはありますか。

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議 会議録 (4 日目)

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 私自身は、今言われたような書類について、特に見る必要性を感じたことがなかったものですから、具体的には見ておりません。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆3番 (佐藤仙治) はい、私はこの合併に関する重要書類というのは、もうちょうど60年ですよね、経過しているのは。これはまさに、信濃町の誕生を証明する重要なその歴史資料だと、私は位置付けています。私は。そこで町の宝物として、町長、これ町の有形文化財とかいうように、例えば指定、後世に残していくというような考えはありますか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 基本的には、先ほど言いましたように、公文書という文書の取扱いについては、それぞれ文書規程もあって、そしてまたこれ47年からですかね、大事な書類についてはしっかりと保存をしていくということですので、従来どおりその大切さというような、そう言われた部分の公文書だけではなくて、いろいろな部分で公文書、大事な永年保存の部分あるわけですね。そういったことを含めて、大切に保管をしていきたいというふうに思います。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆3番 (佐藤仙治) 私は、町長のその今の保存というのに異を唱えるわけではないのですけれど、おそらく町の中でほとんど見たことがないと思うのですよね。私もできれば、協定書の調印文書ですか、下に2階の応接室に当時の絵が掛かっていますよね。その町の、やっぱりそういうのを見るというのが、小中高校生含めて町の人も見ても、やはり「ああ、この時31年の9月になっているんだなあ」と、私非常にこれ貴重な資料だし、例えばこういうものを公開した方がいいのではないかと、私は考えているのですけれど、これが60年のその記念行事ではないのですけれど、一つの節目としてやっぱり皆に見てもらおうというようなことは、町長考えられたことはありますか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 特別ですね、そのことを閲覧にするとかですね、そういうことを今考えたことはないのですが、必要なら、平成11年に公文書公開条例もできたわけですね。したがって、こういう文書を見せてもらいたいということになれば、閲覧請求の中で、何と言いますか、その文書があるかどうか確認をして、出せるものについては閲覧に付

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議 会議録 (4 日目)

すことは十分可能でございますので、私自身は 60 年に当たってそのことを出すかどうかということは、特別な段階として、そのことを今考えていませんけれども。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆3 番 (佐藤仙治) はい、総務課長にお伺いします。今度、合併に関わる重要書類なのですが、目録あるいは台帳による管理及び整理整頓というのは、なされているのでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) はい、旧四か村の物と同様に、合併の際の協議、協定事項等についての文書の目録というものは、今現在ありません。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆3 番 (佐藤仙治) これはやはり、前回の時も台帳を一応作るというふうに、当時の総務課長は答弁しておられます。議事録を見ていただければ。それから既に 2 年経って、私は少なくともこの合併に関わる文書だけでも、重要書類だけでもやはり進めていく必要があるのではないかと思うのですが、その辺、この文書管理規程とですね、確かに規程はなかったかもしれませんが、それでないところらの方で、情報公開で申請するにも、どういうものがあるか分からないと思うのですが、その辺の考えはいかがでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) はい、現状の情報公開でございますけれども、公文書公開についてでございますが、窓口におみえになった際に、どのような物が必要かということをよくお伺いする中で、それに必要な文書というものを御提案申し上げる中で、申請をいただいで対応してまいっておりますので、それについては同様な形で対応させていただくことで、担保されると考えております。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆3 番 (佐藤仙治) この今の重要文書ですね、合併に関する、これはやはり保存台帳というのは、私は必要なのではないかなというふうに思うのです。確かにその時よりも文書規程というのはなかったかも分かりませんが、やはり信濃町がスタートするということで、言い換えれば町の戸籍謄本ではないが、出生届みたいな感じになっていると思うので、これについては一度町の方で検討していただいて、是非台帳化してもらうよ

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議 会議録 (4 日目)

うに、私はそうしないと、なかなか文書管理もうまくいかないのではないかと思いますので、すけれど、その辺、町長のお考えはどうでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) いわゆる昭和 31 年の合併当時の、合併に関わってのその部分を、目録化したらどうなんだと、こういうことなのだと思います。確かに、合併に関わっても大変大事な文書、公文書であります。そしてまた一般的に私どもが日常の公務を行う中で、同じように永年保存という文書が、これやはり重要だからこそ永年保存という文書規程の中で、何年保存等々に分けてあるものですから、特に合併のは大事だと言えばそれまでであります。それだけを目録化しても、あまり意味がないのではないかな、つまり文書規程の中でも例えば冊子としてできているわけですね、1 枚 1 枚の文書として目録化しているわけではないのですから、そういう意味からすれば、その部分だけを取り出して目録化するというのは、あまり意味がないのかなというふうに思います。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆3 番 (佐藤仙治) はい、ちょっと、質問を変えます。昭和 47 年その文書規程ができてから現在に至るまでというのは、これは台帳管理されているのでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) はい、47 年 4 月 1 日以降、規程制定後でございますが、一部過去の経過の中で目録等を作ろうとしたこともございましたが、文書量が膨大だということで、現状では続いておらない状況で、目録等についてはございません。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆3 番 (佐藤仙治) これは文書管理規程に抵触するのではないかなと、私は思うのですが、その辺の考えはどういうふうに考えておられるのですか。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) はい、文書目録等については、非常に重要な物だと考えておりますけれども、この昭和 47 年当時でございますが、非常にまだ手書きの文書で、国県から等ともそれほど頻りに文書が来る状態ではない当時に、作られたものをそのまま引き継いで今も現状で規程が残っております。必要な目録と言いますか、必要な文書については、やはり明確化することは必要だと思っておりますけれども、現状に合わせた規程の改正等も必要ではないかというふうに考えております。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆3番 (佐藤仙治) はい、今、課長からちょっと改正という話、私今、質問しようと思っていたのですが、本、管理の規程ですね、これについて私は、やはり見直しが必要なのではないかなというふうに考えております。これ前回の質問の時には、当時の課長は必要ないという答弁だったと思います。でも、やっぱり現状にマッチするなり、いろいろ今後運営していく上、やはり合わないようなその規程では、まずいのではないかなと思うのですよ。この辺、町長のお考えを再度お聞きしたいのですが、お願いします。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 決まりがあるのですから、決まりを守るというのが大原則だと思うのです。それが守られない、そういう状況がどういう状況で出るのかということ、しっかり考えて、目的はやはり文書をしっかりと管理していくということだと思いますので、その大原則が曲がらないと言いますか、目的を逸脱しない、そんな方法で、現状の中で見直しも含めるということもまた必要なかなというふうに思います。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆3番 (佐藤仙治) はい、これはいつ頃までに、目途に、一応考えられているのか、今すぐ即答というわけではないのですが、いずれにしてもそんなに長い時間掛かってやるものではないと思うので、方針だけでも一応町長のお考え、もし分かっていたらお聞かせ下さい。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 現状の整合性をどうするか、現状が果たして今の状態が一番いいかということ、決してそうでもないというふうに思うのです。その現状も改善すべきところは改善しながら、そしてその規程としての管理が整然と行われるという目的も達成するということの、両方があると思うのです。ですからそのことも含めて、今後どういうふうにするかというのは、これ1年そこらで、規程そのものは、そんなに時間が掛からなくてもできるのだろうと思うのです。ですから、できるだけ早い時期の見直しというのは必要になってくるのかなというふうに思います。

●議長 (小林幸雄) 佐藤議員。

◆3番 (佐藤仙治) はい、今の規程については、制定以来5回改正を行っているのです

よね。5回、この文書を見ると、今町長からそういうお答えを聞いたので、なるだけやはり現状に合うようにと言うか、マッチする、あるいは内容に即した内容に、やはりやっていただきたい。文書の量も、私は膨大な量だと思います。それは分かります。でもこれは誰かがやはりやっていかななくてはいけないと思うのですね、整理というのは。

一つ提案なのですけれど、役場のOBの人が結構いるじゃないですか、こういう人と町民合わせてですね、何らかの格好で整理していくようなチームというか、そういうようなこと考えたらどうでしょうか。町長のお考えは。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 一つは、そういうことをやって、そして完全に文書の存在を明らかにするというのが、文書管理の一つの方法からすれば大変大事なことだろうと思うのですね。しかし、今言われましたように、例えばOBの皆さんをお願いしたりして、そのことが達成できるかといっても、なかなかOBの皆さんもそれぞれの分野で携わっているOBの皆さんですから、それぞれの所管・所管の中で、どの程度のそういうことが可能なかということも、若干疑問もあるのですね。それと同時にですね、やはり膨大な量の、佐藤議員さんがおっしゃっている部分は十分理解するんですよ、現実問題として、そのことを整理していくその時に、ある面予算的にもかなりの予算も必要とするだろうし、少なくとも現行の中で、どういうふうにもう後もしっかりと管理していくかと、まずそのことを優先する必要があるのではないかなと。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆3番（佐藤仙治） はい、清水代表監査委員に御質問、お伺いします。この文書管理というのは、おそらく私は監査の項目に該当、対象になるものではないかというふうに考えているのですけれど、その辺、監査委員の見解をお願いいたします。

●議長（小林幸雄） 清水監査委員。

■監査委員（清水岳美） お尋ねの、監査の対象になるかどうかという点ですけれども、地方自治法の199条の各項に定められておまして、この文書管理の規程の事務に対する監査も「できる規程」ではありますが、対象となっております。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆3番（佐藤仙治） 清水監査委員は、就任以来、この文書管理に関して、監査されたことはありますか。

●議長（小林幸雄） 清水監査委員。

■監査委員（清水岳美） 文書管理の監査につきましては、私どもの前任の監査委員さんが、昨年度ですね、実施されておりますので、私は、やっておりません。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆3番（佐藤仙治） はい、今後の監査の方針として、どのように考えられているのか、もう一度ここで、見解をお聞かせ下さい。

●議長（小林幸雄） 清水監査委員。

■監査委員（清水岳美） はい、今申し上げた前任の監査委員さん方が、昨年度実施されておまして、その結果についても、議員さんもお存じのとおり公表されております。今、町側の対応もその中で示されておりますので、私どもとしては、それを注視しながら、また必要があれば監査を実施するなりの考えはしていきたいと考えております。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆3番（佐藤仙治） はい、町長にまたお伺いします。町長は約8年ぶりに役場にいられてきました。在職中に比較して今の公文書の保存管理状況について、町長、在職中と今回戻ってこられて、率直な比較対照して、意見ではなくて、率直な認識というか、町長の見解をお聞かせ下さい。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 結論から言って、大きく変わっていないのではないかなというふうに思います。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆3番（佐藤仙治） はい、今日私、質問に挙げたのは、やはり変わっていないというのでは困るんです。少しでも、やっぱり最初一歩踏み出さなくては、なかなか進まないと思うので、先ほど町長の規程見直し含めてですね、前向きに取り組むというふうに私は理解しました。

もう一つ私、提案というか、提案したいと思うのですが、古間にある地域交流施設というのがありますね、3階建ての、あの3階のスペースの活用として、例えばこういう文書の保存、整理とか、そういうようなことを考えられたことはありますか。

●議長（小林幸雄） 高橋総務課長。

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 3 月会議 会議録 (4 日目)

■総務課長（高橋博司） はい、具体的にどこの場所ということではございませんけれども、文書管理をこれからもし進めていくということになりますと、やはりそれなりの保管場所というのは必要になろうかと思えます。そういう事態になりましたら、含めまして、検討させていただければと思います。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆3番（佐藤仙治） ちょっと、しつこいようですけれども、町長にまた重ねてお聞きしますけれども、いずれにしろ、この文書管理規程というのは、町長、見直しを進めていくというふうに受け取っていいわけですね。早急というわけではないのですけれども、現状含めて、その辺もう一度答弁お願いします。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 先ほども申し上げたように、保管のあり方と、そしてまた文書事務の進め方等々も含めて、両方から慎重に規程そのものの在り方、規程という位置付けをしっかりと踏まえて、現状とどう整合性を取らせるかということも含めて、改正する必要があるというふうに思っています。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆3番（佐藤仙治） はい、以上で、私の質問を終わります。

●議長（小林幸雄） 以上で、佐藤仙治議員の一般質問を終わります。
この際、2時40分まで休憩と致します。

(午後2時26分)